民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附　則

（共用空港特定運営事業に係る航空法の準用）

第６条

２　航空法第47条（第２項第５号を除く。）、第47条の２、第47条の３及び第131条の２の５の規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第47条の見出し中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設」と、同条第１項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第５条に規定する共用空港運営権者（以下「共用空港運営権者」という。）」と、「空港等及び航空保安施設」とあるのは「同法附則第２条第１項第１号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）及び同項第３号イに規定する共用空港航空保安施設」と、「当該施設」とあるのは「、民間航空専用施設及び同号イに規定する共用空港航空保安施設のうち、当該共用空港運営権者が実施する同法附則第３条に規定する共用空港特定運営事業に係るもの」と、同条第２項第４号中「空港等」とあるのは「前項の施設（民間航空専用施設に限る。）」と、同条第３項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の２（見出しを含む。）及び第47条の３第１項中「空港機能管理規程」とあるのは「民間航空専用施設機能管理規程」と、同法第47条の２第１項及び第３項並びに第47条の３第１項中「空港の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同法第47条の２第２項中「空港（空港」とあるのは「民間航空専用施設（共用空港」と、「、空港の設置者」とあるのは「、国土交通大臣」と、「この条、第55条の２第２項及び第148条第４号」とあるのは「この条」と、「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「共用空港運営権者が遵守すべき」と、同項各号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第47条の３の見出し及び同条第１項中「空港法第14条」とあるのは「空港法附則第４条において準用する同法第14条」と、同項中「空港に」とあるのは「民間航空専用施設に」と、同条第２項中「空港法第14条第２項第２号」とあるのは「空港法附則第４条において準用する同法第14条第２項第２号」と、「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と、同法第131条の２の５第１項及び第２項中「空港等の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同条第１項中「当該空港等」とあるのは「当該民間航空専用施設」と読み替えるものとする。

３　（略）

５　国土交通大臣は、第２項において準用する航空法第47条（第２項第５号を除く。）、第47条の２、第47条の３及び第131条の２の５の規定並びに第３項において準用する同法第54条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、共用空港運営権者の事務所その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

６　（略）

７　第５項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附　則

（共用空港特定運営事業に係る航空法の準用）

第６条

航空法第47条（第２項第５号を除く。）、第47条の２及び第47条の３の規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第47条の見出し中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設」と、同条第１項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第５条に規定する共用空港運営権者（以下「共用空港運営権者」という。）」と、「空港等及び航空保安施設」とあるのは「同法附則第２条第１項第１号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）及び同項第３号イに規定する共用空港航空保安施設」と、「当該施設」とあるのは「、民間航空専用施設及び同号イに規定する共用空港航空保安施設のうち、当該共用空港運営権者が実施する同法附則第３条に規定する共用空港特定運営事業に係るもの」と、同条第２項第４号中「空港等」とあるのは「前項の施設（民間航空専用施設に限る。）」と、同条第３項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の２（見出しを含む。）及び第47条の３第１項中「空港機能管理規程」とあるのは「民間航空専用施設機能管理規程」と、同法第47条の２第１項及び第３項並びに第47条の３第１項中「空港の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同法第47条の２第２項中「空港（空港」とあるのは「民間航空専用施設（共用空港」と、「、空港の設置者」とあるのは「、国土交通大臣」と、「この条、第55条の２第２項及び第148条第４号」とあるのは「この条」と、「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「共用空港運営権者が遵守すべき」と、同項各号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第47条の３の見出し及び同条第１項中「空港法第14条」とあるのは「空港法附則第４条において準用する同法第14条」と、同項中「空港に」とあるのは「民間航空専用施設に」と、同条第２項中「空港法第14条第２項第２号」とあるのは「空港法附則第４条において準用する同法第14条第２項第２号」と、「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と読み替えるものとする。

２　（略）

４　国土交通大臣は、第１項において準用する航空法第47条（第２項第５号を除く。）、第47条の２及び第47条の３の規定並びに第２項において準用する同法第54条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、共用空港運営権者の事務所その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

５　（略）

６　第４項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。